

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 1 号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成 2 0 年函館市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 5 条の 2」に，「第 3 8 条」を「第 3 7 条の 2」に，「第 7 0 条・」を「第 6 9 条の 2 ～」に改める。

第 1 条中「昭和 4 6 年法律第 3 5 号）および北海道地方卸売市場条例（昭和 4 6 年北海道条例第 5 0 号）」を「昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。」に改める。

第 2 条の見出しを「（青果物地方卸売市場の名称および位置）」に改め，同条中「，位置および面積」を「および位置」に，

「位置 函館市西桔梗町 5 8 9 番地 2 5
面積 8 5，8 0 6．9 1 平方メートル」^を

「位置 函館市西桔梗町 5 8 9 番地 2 5 」に改める。

第 3 条中「食料品」の後ろに「または農産物」を加える。

第 5 条第 2 項中「次条」を「第 6 条」に改め，第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（市長の責務）

第 5 条の 2 市長は，市場の業務の運営に関し，取引参加者（法第 4 条第 4 項第 2 号に規定する取引参加者をいう。第 3 7 条の 2 および第 6 9 条の 2 において同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第6条中「北海道地方卸売市場条例第5条の規定により知事の許可」を「第7条の2第1項の規定により市長の承認」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(卸売業者の承認等)

第7条の2 卸売業者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 法人である場合にあっては、資本金または出資の額ならびに役員
の氏名、住所、生年月日および役職名

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が第12条の2第1項の規定による承認の取消しを受け、
その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは
使用人である者であるとき。

(4) 申請者が法人であって、その役員のうちの前3号のいずれかに該
当する者があるとき。

(5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験
または資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員によ
る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でな
くなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」と
いう。）であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(8) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けてい

るものであると認められるとき。

(9) その承認をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第8条第1項中「知事から卸売の業務の許可」を「前条第1項の承認」に改める。

第12条の次に次の5条を加える。

(卸売業者の承認の取消し等)

第12条の2 市長は、卸売業者が第7条の2第3項第1号、第3号、第4号もしくは第6号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、その業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、または当該卸売業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、または売買取引の全部もしくは一部を停止することができる。

(1) 正当な理由がないのに第7条の2第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に第8条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第7条の2第1項の承認を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 売買取引に関し不正または不当な行為があると認めるとき。

(卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第12条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合または分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併または分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該業務を承継した法人は、

卸売業者の地位を承継する。

3 第1項または前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割の方法および条件

(3) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割の予定年月日

(4) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割をする理由

(5) 合併により消滅する法人または分割前の法人の名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地

(6) 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地

4 第7条の2第3項（第9号に係る部分を除く。）の規定は第1項および第2項の承認について、同条第3項（第9号に係る部分に限る。）の規定は第2項の承認（分割の場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは「第12条の3第1項または第2項の承認の申請」と、「同項の承認」とあるのは「これらの承認」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業務の相続）

第12条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営むことについて市長の承認を受けたときは、相続人は、卸売業者の地位を承継する。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請

書に、規則で定める書類を添付して、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所

(2) 被相続人の氏名、死亡時の住所および死亡年月日

(3) 相続人の氏名および住所

(4) 卸売の業務の開始予定年月日

3 相続人が前項の規定による申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から承認または不承認の決定を受ける日までの間は、被相続人に対してした第7条の2第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第7条の2第3項（第1号から第3号までおよび第5号から第8号までに係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは、「第12条の4第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。

（名称変更等の届出）

第12条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称もしくは商号または住所（法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 卸売の業務を開始し、休止し、または再開したとき。

(3) 法人である場合にあっては、定款、資本金もしくは出資の額または役員を変更したとき。

2 卸売業者が死亡し、または解散したときは、当該卸売業者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業報告書の作成等）

第12条の6 卸売業者は、事業年度ごとに、法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の事業報告書を作成し、法人である場合にあっては総会の議事録を添付して、当該事業年度経過後90日以内（市長が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による提出の日から起算して1年間、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第3項で定めるものが記載された部分に限る。）の写しをその主たる事務所（法人でない場合にあつては、住所。次項において同じ。）に備え置かなければならない。

3 卸売業者は、前項の事業報告書の写しの閲覧の申出があつた場合には、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、これをその主たる事務所において閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託または販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第13条第2項中「規則で定める申請書により市長に申請しなければ」を「次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 承認を受けようとするせり人の氏名、住所、生年月日および卸売の業務の経験年数

第13条第3項各号列記以外の部分中「前項の規定による」を「第1項の承認の」に、「その」を「同項の」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「または卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第4号中「卸売業務」を「卸売の業務」に改める。

第17条第1項中「規則で定める申請書により市長に申請し、その」を「市長の」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定に

よる申請があった場合において、当該」を「第1項の承認の」に、「その」を「同項の」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第6号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）」を「暴力団員等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 法人である場合にあっては、資本金または出資の額ならびに役員
の氏名、住所、生年月日および役職名

第20条第1項中「第17条第2項第1号」を「第17条第3項第1号」に改める。

第21条第3項中「規則で定める申請書により市長に申請しなければ」を「次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当事者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割の方法および条件

(3) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割の予定年月日

(4) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割をする理由

(5) 合併により消滅する法人または分割前の法人の名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地

(6) 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人の名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地

第21条第4項中「第17条第2項各号（第9号）」を「第17条第3

項（第9号に係る部分」に、「同条第2項第9号」を「同条第3項（第9号に係る部分に限る。）」に、「同条第2項中「前項の規定による」を「同条第3項中「第1項の承認の」に、「申請」と、」を「申請」と、「同項の承認」とあるのは「これらの承認」と、」に改める。

第22条第2項中「規則で定める申請書により」を「次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名および住所
- (2) 被相続人の氏名、死亡時の住所および死亡年月日
- (3) 相続人の氏名および住所
- (4) 仲卸しの業務の開始予定年月日

第22条第4項中「第17条第2項第1号」を「第17条第3項（第1号」に、「第8号まで」を「第8号までに係る部分に限る。）」に、「同条第2項中「前項の規定による」を「同条第3項中「第1項の承認の」に、「第22条第2項の規定による」を「第22条第1項の承認の」に改める。

第23条第1項第1号中「住所」の後ろに「（法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

第26条第1項中「規則で定める申請書により市長に申請し、その」を「市長の」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定による申請があつた場合において、当該」を「第1項の承認の」に、「その」を「同項の」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
- (2) 法人である場合にあつては、資本金または出資の額、役員の名ならびに常時売買に参加する者の氏名および住所

第27条中「前条第2項第1号」を「前条第3項第1号」に改める。

第28条第1項第1号中「住所」の後ろに「（法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）」を加える。

第29条第2項中「規則で定める申請書により市長に申請し、その」を「市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 店舗の所在地および電話番号

(3) 市場内の主な取引先

(4) 法人である場合にあっては、常時買出しを行う者の氏名および住所

第32条第1項中「規則で定める申請書により市長に申請し、その」を「市長の」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定による申請があった場合において、当該」を「第1項の承認の」に、「その」を「同項の」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 関連事業の業種

(3) 関連事業の内容

(4) 法人である場合にあっては、資本金または出資の額および役員
の氏名

第35条第1項中「第32条第2項第1号」を「第32条第3項第1号」に改める。

第37条第1項第1号中「住所」の後ろに「（法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）」を加える。

ては、主たる事務所の所在地)」を加える。

第3章中第38条の前に次の1条を加える。

(売買取引の原則)

第37条の2 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(売買取引の条件の公表)

第38条の2 卸売業者は、次に掲げる事項を卸売場または主たる事務所（法人でない場合にあっては、住所。以下同じ。）の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日および営業時間

(2) 取扱品目

(3) 青果物等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の青果物等の卸売に関し出荷者または買受人が負担する費用の種類、内容およびその額

(5) 青果物等の卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法

(6) 奨励金（第53条第1項に規定する出荷奨励金および第56条第1項に規定する完納奨励金をいう。第49条第3項第2号および第49条の2第3項において同じ。）の内容およびその額（その交付の基準を含む。）

第40条の次に次の1条を加える。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第40条の2 卸売業者は、市場における卸売の業務については、その者が第7条の2第1項の承認を受けて卸売の業務を行う市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。

(2) 市長が、卸売業者が申請した場所にある物品の卸売をすることまたは電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により物品の卸売をすることについて、当該市

場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。

- 2 前項第2号の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る物品の卸売をしたときは、毎月末日までにその旨を市長に届け出なければならない。

第45条第4項中「その100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に改める。

第47条第2項第2号中「その100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に、「および第3項」を「、第2項および第4項」に改める。

第49条に次の1項を加える。

- 3 卸売業者は、毎月7日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 前月中に卸売をした物品の市況ならびに卸売をした物品の数量および卸売金額（せり売、入札または相対取引に係る金額に消費税および地方消費税に相当する額を加えた金額をいう。別表第4において同じ。）

(2) 前月の委託手数料の種類ごとの受領額および前月の奨励金の種類ごとの交付額（第38条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料および奨励金に係るものに限る。）

第49条の次に次の1条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第49条の2 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売を予定する物品について、主要な品目ごとの数量および主要な産地を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、次に掲げる事項を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 当日卸売をした物品の主要な品目ごとの数量および主要な産地な

らびに高値，中値および安値に区分した卸売価格

(2) 前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格

3 卸売業者は，毎月7日までに，前月の委託手数料の種類ごとの受領額および前月の奨励金の種類ごとの交付額（第38条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料および奨励金に係るものに限る。）を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

第50条の見出しを「（市長による卸売予定数量等の公表）」に改め，同条第1項中「前条第1項」を「第49条第1項」に改め，同条第2項中「前条第2項」を「第49条第2項」に改める。

第51条中「100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に改め，同条第2項中「市場内の事務所」を「主たる事務所」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売業者は，売買仕切金の送付を，現金，手形，小切手，委託者の預貯金口座への振込み，卸売業者の預貯金口座からの振替その他の方法により行うものとする。

第52条第2項を削り，同条第3項中「第1項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とする。

第54条第3項中「仲卸業者に対し，買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない」を「買受代金の支払について，当該仲卸業者との間で約定した期日および方法を遵守するものとする」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 仲卸業者および買受人は，買受代金の支払を，現金，手形，小切手，卸売業者の預貯金口座への振込み，仲卸業者または買受人の預貯金口座からの振替その他の方法により行うものとする。

第68条第2項第1号中「掲げる額」の後ろに「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第6章中第70条の前に次の1条を加える。

(指導および助言)

第69条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第3章および第4章に定める事項に関して必要な指導および助言をすることができる。

第72条の2中「市長は」の後ろに「、第7条の2第1項、第12条の3第1項もしくは第2項、第12条の4第1項」を加え、「第17条第2項第6号」を「第7条の2第3項第6号から第8号まで（第12条の3第4項および第12条の4第4項において準用する場合を含む。）、第12条の2第1項、第17条第3項第6号」に、「第26条第2項第5号」を「第26条第3項第5号」に、「第32条第2項第3号」を「第32条第3項第3号」に改める。

第74条第3項中「おける」の後ろに「第5条の2（指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。）、」を加え、「第51条第2項」を「第51条第3項」に改める。

別表第2中「野菜および果実」を「食料品または農産物」に改める。

別表第3第4号中「および調理済冷凍食品」を「、調理済冷凍食品、野菜および果樹の種苗その他これらに類する食料品または農産物で市長が特に認めるもの」に改める。

別表第4中「卸売金額」および「販売金額」の後ろに「（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を函館市青果物地方卸売市場において行っている者は、改正後の第7条の2第1項の規定により市長の承認を受けた者とみなす。

- 3 前項の規定により改正後の第7条の2第1項の市長の承認を受けた者とみなされたものについては、改正後の第8条および第9条の規定は、適用しない。
- 4 改正後の第68条第2項および別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る卸売業者売場および仲卸業者売場の使用料について適用し、同日前の使用に係る卸売業者売場および仲卸業者売場の使用料については、なお従前の例による。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(提案理由)

卸売市場法の一部改正に伴い青果物地方卸売市場の卸売業者等が遵守すべき事項、取扱品目等に関する規定の整備等をし、売上高割使用料の算定方法を改め、および規定を整備するため